

第12章 内部質保証

◇本学における内部質保証

1. 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

- (1) 自己点検・評価の実施と結果の公表がなされているか。

本学では、改善・改革へのサイクルを強化するための恒常的な自己点検・評価システムを真に機能させることを目的として、全学的な自己点検・評価システムを構築し、「自己点検・評価」活動を起点とした内部質保証（Internal Quality Assurance）システムの実質化を図るべく、毎年度の自己点検・評価活動に努めている。

本学の自己点検・評価システムでは、中央大学大学評価に関する規程第4条（評価結果の公表）において、「大学評価の結果は、報告書を作成し、公表するものとする。」と定め、毎年度の「自己点検・評価」結果については、本学公式 Web サイトを通じて社会に広く公表・発信しており、本学の教育研究活動をはじめとする諸活動の状況に対する適切な理解の促進と、社会への説明責任の履行に努めている。

さらに、各専門職大学院においても、自己点検・評価報告書を独自に取りまとめ、それぞれ本学公式 Web サイトを通じて積極的に公開・公表している。

- (2) 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応状況（学校教育法施行規則の一部改正に関連する事項、財政状況、外部評価結果の公開状況等）

1) はじめに

私立大学には、その公共性と学生保護の観点、そして教育研究活動等の質保証の観点から、大学運営方針等について透明性を確保し、その妥当性や有用性を社会に対して恒常的に明示・説明することが強く求められている。本学においては、常に主体的・積極的に情報公開を行い、説明責任を果たすことを目標とし、直接的な情報開示や大学独自の媒体を利用した開示等、様々なチャンネルを駆使して情報公開に努めている。

本学公式 Web サイトによる情報公開にあたっては、情報提供のページ毎に E-mail による問い合わせが容易にできるようにしており、双方向性を備えたシステムとなっている。本学公式 Web サイトの運営にあたっては「Web サイトプライバシーポリシー」を定めるとともに、中央大学 Web アカウンタビリティガイドラインを設け、ステークホルダー毎に本学公式 Web サイトに公開すべき情報項目を定め、全項目を公開することを目標としている。なお、本学の保有する個人情報については、中央大学個人情報保護規程に従って保護を図っている。

また、2011 年 4 月の学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）の施行に先がけ、2010 年 12 月から本学公式 Web サイトに「情報の公表」のページを設け、大学の建学の精神・目的に関する情報や教育研究環境に関する情報等、以下の 12 項目にわたり公表しているが、とりわけ財務状況については直近の 5 年分を公表している。

【「情報の公表」のページにおける公表項目】

- ①大学の建学の精神・目的に関する情報

- ②教育研究上の基本組織に関する情報
- ③教員に関する情報
- ④受け入れ方針と学生数等に関する情報
- ⑤授業計画と卒業要件に関する情報
- ⑥学生の学修成果に関する情報
- ⑦教育研究環境に関する情報
- ⑧学生納付金に関する情報
- ⑨学生支援、奨学金に関する情報
- ⑩教育水準向上のための取り組み
- ⑪社会貢献活動
- ⑫財務情報
- ⑬その他（法律に定められた情報公開）

2) 情報公開及び開示請求への対応状況

①学生からの情報公開請求

本学においては、「広く学生個人の意見・要望を集め、可能な限りその学生の声に大学の広報機関を通じて応える」という趣旨で 1982 年度からオピニオン・カード制度を導入・実施しており、学生からの意見・要望を広く収集するほか、学生の情報公開請求に応える観点からも機能している。また、オピニオン・ボックスへの投函やメールによる情報公開請求には、原則、投函者本人に回答するという形で応えているが、学生部委員会が必要と認めた場合には、本人の了解のもとに匿名で、本学公式 Web サイトにおいて内容を公開しており、このオピニオン・カード制度が学生への大学に関する情報開示において果たす役割は大きいものとなっている。

②マスメディアからの情報公開請求

学生・教員・職員に関わる不祥事が発生した場合の外部（特にマスメディア）からの情報公開請求への対応については、その際の注意を払うべきいくつかの観点について「危機発生時における広報対応マニュアル」を定め、当該マニュアルにおいて、機密情報及び個人情報保護の観点から原則として開示しない情報を定めるなど、慎重かつ適切な対応に努めている。

③個人情報開示請求

a. 本人からの請求

現在または過去における本学の教職員、学生、生徒及び本学入学志願者その他本学関係者は、中央大学個人情報保護規程に基づき、別に定める申請書を管理者に提出することで、当該本人が識別される保有個人データの開示（加えて、訂正、利用停止及び提供停止等の申請並びに個人情報に関する苦情の申立て）を申請することができることとしている。

なお、本学入学志願者（以下、「受験者」という。）からの開示請求について、入学試験の透明性を確保するという観点から、学部入試受験者のうち一般入試及び統一入試の不合格者に限っては、本人から要請があった場合に入学試験成績の開示を行っている（第 6 章において詳述）。開示請求は、本学公式 Web サイト「入試成績開示システ

ム」からパスワードを用いた認証システムによって行われており、受験者にとって非常に利便性とセキュリティの高い情報入手システムとなっているといえる。

b. 第三者からの請求

第三者から学歴照会があった場合については、中央大学個人情報保護規程に基づき、あらかじめ本人の同意がある場合及び法令に定めがある場合等を除き、第三者への情報提供は行っていない。この「法令に定めのある場合」とは、警察や検察等の捜査機関からの照会（刑事訴訟法第 197 条第 2 項）等を言い、総務部が窓口となっている。

また、選挙に関連して、報道機関から学歴照会があった場合は、広報室が窓口となり対応しているが、その際の回答範囲は「卒業（未卒）、入学（在籍）、在籍期間」とし、「昼夜別、除籍退学事由、成績、本籍地、住所（在学中の住所を含む）」は、範囲外としている。

なお、これらの事項に関しては、学歴照会に関する取り扱い基準を別途設け、これに定める内容に基づき適切な対応を行っている。

以上の通り、情報公開及び開示請求への対応については、情報の内容と請求者の特質を考慮しつつ、法令を遵守して行われており、適切に行われているものといえる。

なお、中央大学個人情報保護規程について、個人情報の管理体制は、現行法令に基づいたものとして、理事長を統括管理責任者とした体制となっているが、個人情報の保護に関しては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「マイナンバー法」）の施行等、個人情報を取り巻く環境が変動してくることから、その変動に合わせた規程の改正等の対応が必要となってくる。

3) 財政状況の公開状況

本学では、予算及び決算の議決を行う評議員会において教職員組合、学生団体の傍聴を許可しているほか、評議員会で議決された「予算及び決算報告書」について、予算及び決算の内容を学生、教職員、学员及び社会一般に広く公開する等、これまで一貫して財政状況の公開を行ってきた

具体的には、2000 年度から本学公式 Web サイトにおいて予算及び決算の概要を公開しており、現在では「事業概要と報告」として、事業計画及び事業報告、予算及び決算、土地・建物(面積)を公開している。予算及び決算については、基本財務諸表である「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」（決算のみ）並びに予算及び決算説明を公開するとともに、「計算書の読み方」「学校法人会計における収支計算書の目的と〇〇（各）年度の概要」等も公開している。さらに、ステークホルダーの理解を促すべく、在学生父母対象広報誌『草のみどり』に「予算及び決算報告書」及び「予算及び決算説明書」を再構成した上で概要説明を加えて掲載を行っているほか、学生向けには学生対象広報誌『HAKUMON Chuo』に本学公式 Web サイト上でこれらの情報の公開を行っているページの URL を掲載することにより周知を行っている。

このほか、社会に対する説明責任を果たすべく、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人中央大学基本規定（寄附行為）第 23 条に基づき、学校法人中央大学の学校法人の業務及び財産の状況並びに計算書類等について行われた監事による毎年度の監査結果と、監査法人の監査結果を「監査報告書」として公開している。

以上の通り、本学における財政公開の状況とその内容及び範囲、公開方法は、あらゆる情報の受け手に的確に対応する積極的な公開を基本姿勢とする適切なものであるとともに、本学における財政への適切かつ的確な理解に供する観点からも妥当性・的確性を担保している。

4) 外部評価結果の公開状況

本学のこれまでににおける第三者評価機関による評価としては、2009年度の財団法人（現：公益財団法人）大学基準協会による機関別認証評価が挙げられ、その評価結果については本学公式 Web サイトを通じて社会に広く公開・情報発信を行い、本学の教育研究活動をはじめとする諸活動の状況に対する適切な理解の促進と社会への説明責任の履行に供している。

また、専門職大学院についても、学校教育法において専門職大学院に求められている専門分野別の認証評価に対応して、国際会計研究科及び戦略経営研究科においては大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価の結果を、また法務研究科においては公益財団法人日弁連法務研究財団による法科大学院認証評価の結果を、それぞれ本学公式 Web サイトを通じて公開している。

このほか、本学が外部有識者等に対して本学の諸活動に係る評価を依頼し、本学または各組織の自己点検・評価結果に基づいて行う外部評価としては、①本学の自己点検・評価結果の客観性・妥当性を高めることを目的として 2013 年度に設置した中央大学外部評価委員会による評価と、②各専門職大学院における教育研究活動と運営等の諸活動全般にわたり、それらの充実と改善のための意見と助言等を受けることを主たる目的としたアドバイザリーボードによる評価があり、これらについても、具体的な評価結果や寄せられた意見・助言、要望等を、本学公式 Web サイトを通じて公表・情報発信している。

参 考

【2015 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 本学における自己点検・評価結果及び外部評価結果、第三者評価結果について、本学公式 Web サイトを通じて社会に広く積極的な公表・情報発信をすることにより、本学の諸活動に対する説明責任の履行と、それらに対する社会的信頼の獲得・向上に寄与していることは、本学の将来展開を含めた大学運営において大きな強みとなっている。

<問題点および改善すべき事項>

- 2015 年 7 月改正の規程に基づく手続きに必要な諸施策（申請書のフォーマット）等が整備途上である。また、現行の取り扱い基準は「学歴」に限定されているが、税務署からの問い合わせ等、その他の個人情報の照会の事例も存在するため、それらを包含した取り扱い基準を定める必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 今後とも、本学の諸活動全般に対する説明責任の履行と、それらに対する社会的信頼の獲得・向上に資するよう、「自己点検・評価」及び「認証評価」に係る評価結果、その他の外部評価を受けた際の結果についての積極的な社会への公表・情報発信に努めることとする。

- 未整備の申請書等を早急に整備する。また、「学歴」に限定されている個人情報の照会については、照会事例を確認し、必要な事項を含めたうえで、再度、全学的に周知を行うこととする。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 本学の諸活動に対する説明責任の履行と、それらに対する社会的信頼の獲得・向上に資するよう、本学の財務状況、「自己点検・評価」及び「認証評価」に係る評価結果、外部評価の結果についての積極的な社会への公表・情報発信については、これまでと同様に本学公式 Web サイトを通じた公表に努めている。
- 未整備の申請書等については、委員会での確認が終わり、運用が可能となっている。今後は、学歴照会事例について学内の状況を調査する予定である。

【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 改正された個人情報保護法及びマイナンバー法に基づき、学内規程との齟齬があれば再改正を行う必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 個人情報保護委員会のもとにワーキンググループを設置し、専門家の知見を取り入れながら本学規程の点検と整備を行うものとする。

2. 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 内部質保証の方針と手続き（自己点検・評価及び事業計画を中心とした PDCA サイクルの仕組み）が明確化されているか。

1) 自己点検・評価を中心とする PDCA サイクル

本学では諸活動の改善・改革サイクルを強化するための恒常的な自己点検・評価システムを真に機能させることを目的として、全学的な自己点検・評価システムを構築し、自己点検・評価活動を毎年度実施している。自己点検・評価の実施に係る基本的な事項については中央大学大学評価に関する規程において定めるとともに、併せて当該活動に係る基本方針や具体的な活動内容を取りまとめた「自己点検・評価実施大綱」を策定し、教職員における共通理解の下、本学の諸活動に係る内部質保証に向けた自己点検・評価活動を推進している。自己点検・評価の目的及び基本方針、具体的な実施体制等の概要は次の通りである。

①自己点検・評価の目的・基本方針

大学は、21 世紀の知識基盤社会において総合大学としてのプレゼンスを一層高めながら、その魅力を内外各方面に対してアピールし、高等教育機関としての総合的な教育力・研究力をさらに向上させるという社会的責任を積極的に果たすことが求められている。このため、本学の自己点検・評価システムにおいては、次の3つの事項をその具体的な目的に据えている。また、これらの目的の着実な具現に資するよう、具体的な活動の推進にあたって6つの基本方針を設定し、この方針の下で全学的な取組みとして実施している。

【目的】

- ・改善へのサイクル（PDCA サイクル）の強化
- ・社会に対する明確な説明責任の履行
- ・自己点検・評価を基盤とする内部質保証システムの構築

【基本方針】

- ・自律的かつ真摯な取組みとして実施する評価
- ・目標と評価指標による検証に即した評価
- ・改善・改革へ着実に結実する評価
- ・意思決定機構・機能と連動する評価
- ・積極的な情報公開と社会に対する説明責任を適切に果たすための評価
- ・内部質保証システムの実質化に資する評価

②実施体制

本学において実施する自己点検・評価については、学校法人中央大学並びにその設置する教育研究組織に係る自己点検・評価及び認証評価（以下、「大学評価」という）に関し、主として、大学評価の実施・運営に関する基本的な事項、自己点検・評価の確定、大学評価結果に基づく改善案策定の基本方針について審議決定する大学評価委員会の下に、大学評価の実務を担う「大学評価推進委員会」、各組織の諸活動に係る点検・評価を行う「組織別評価委員会」、本学における諸活動について分野別の観点から点検・評価を行う「分野系評価委員会」、本学の自己点検・評価結果に基づいて評価を行う「外部評価委員会」を設置している。本学では、大学評価委員会の管理の下、その実務を担う大学評価推進委員会が中心となって、組織別評価委員会及び分野系評価委員会における自己点検・評価の内容について検証・調整し、これに外部評価委員会による客観的な視点を加え、本学の改善・改革に資するための自己点検・評価を推進する体制となっている。

③実施方法等

自己点検・評価の実用性を担保するためには、「目標設定→施策立案→実施→自己点検・評価→改善→目標の再設定」という PDCA サイクルの構築が不可欠であるとの考え方に基づき、本学が実施する自己点検・評価は、Check（C）及び改善への Action（A）の強化を図ることによって、Plan（P）及び Do（D）へと結実する総体的な当該サイクルを展開する契機として位置づけられている。とりわけ、本学の自己点検・評価システムにおいては、自己点検・評価結果をもとに実質的な改善を図ることが非常に重要な要素であるとの認識の下、自己点検・評価活動を以下の流れで実施している。

- ・点検・評価項目に係る諸活動の基本方針の確認と目標の策定
- ・評価指標の決定
- ・評価指標に係る各種データの更新
- ・自己点検・評価の実施
- ・自己点検・評価レポートの作成
- ・自己点検・評価報告書の作成
- ・自己点検・評価結果の活用と改善への工夫
- ・外部評価委員会による評価

④特徴

本学における自己点検・評価活動の特徴としては、次の3点が挙げられる。

a 組織・分野横断型の自己点検・評価活動

本学の自己点検・評価活動においては、組織別評価委員会と分野系評価委員会による縦軸と横軸の双方の観点からの点検・評価を行い、これらを有機的に結びつけて本学の現状と真摯に向き合う機会を設けている。

b 時宜に照らした2段階のレベルの自己点検・評価の実施

本学では自己点検・評価活動の実施レベルについて、第三者評価（認証評価）を受ける前年度に実施する「重点自己点検・評価」と、それ以外の年度に実施する「年次自己点検・評価」に大別して実施している。重点自己点検・評価は、一定期間の諸活動の点検・評価内容を総括するものとして実施し、年次自己点検・評価では、各点検・評価項目について設定した目標や、長所の伸張方策及び問題点の改善方策等に対する進捗状況を把握・検証するものとなっており、このような2段階のレベルで実施することで、その結果を中・長期的なビジョンの策定に活用するとともに、全ての教育研究活動、管理運営組織における確実な改善・改革へ結びつけるよう努めている。

c 「最重要課題」の設定

自己点検・評価結果を着実な改善・改革に結びつける上では、各組織において自己点検・評価結果をもとに具体的な対応方策を着実に実施することはもちろんのこと、各組織が「学校法人中央大学事業計画」及び次年度予算編成の礎として活用される重点行動計画の策定と当該結果を連動させること、さらにはその実効性を担保するために、予算編成においても当該結果の緊要性に応じて適宜活用していくことが重要である。そのため、本学では各年度の自己点検・評価活動において明らかとなった問題点・課題のうち、全学的な課題として重点的に取り組むべきものについては、大学評価委員会において「最重要課題」として設定し、これを次年度の事業計画や各組織レベルの行動計画の策定に活用するものとしている。

2) 事業計画を中心とする PDCA サイクル

本学においては、単年度の事業計画の策定及び事業計画に基づく PDCA サイクルの推進にあたり、毎年度全学レベルで実施する自己点検・評価結果及び学生（新入生・在学生）アンケート結果、高等教育行政の動向等の諸要素を勘案しながら単年度の事業計画を策定し、当該事業計画に基づく組織的な事業推進に努めている。当該事業計画の着実な実行に際しては、構成員の意識が重要となるため、アクションプランの進捗状況報告をもとに進捗管理を強化することにより、全学レベル及び各組織における事業計画を中核とした PDCA サイクルの定着化と、毎年度の事業計画に係る着実な実践を目標としている。

①単年度事業計画の策定プロセス

本学における事業計画については、事業計画案の策定を業務分掌とする総合戦略推進室（旧：総合企画本部）がその中心となり、前年度事業計画の達成状況を踏まえながら、

① 教育研究組織をはじめとする各組織が策定する次年度「アクションプラン」、② 各組織における当該年度（上半期）の事業進捗状況、③ 次年度予算編成方針、④ 前年度

の年次自己点検・評価結果における「最重要課題」、⑤ 当該年度の新入生・在学生アンケート結果、⑥ 各省庁等の政策動向等、の諸要素を勘案して次年度事業計画（案）を策定している。特に 2016 年度は中長期事業計画の初年度に該当するため、中長期事業計画の重点事業計画、基本計画の方向性に沿った単年度事業計画の策定としている。

このようにして策定した次年度事業計画（案）は、学部長会議（教学執行部）及び法人執行部（執行役員会）による確認プロセスを経た後、各教授会並びに研究科委員会への報告と意見聴取を通じた学内コミュニケーションを図りながら成案へと練り上げ、理事会での審議・議決の上、評議員会での審議・了承を経て機関決定としている。

以上の現状を踏まえ、単年度事業計画の策定プロセスに係る点検・評価をすると、次年度事業計画案の策定において、1) 中長期事業計画に掲げられた到達目標や検討課題を抛り所として、明確な方針を有していること、2) トップダウンまたはボトムアップのいずれかのスタイルに偏るのではなく、双方を含めた多角的なファクターを分析・勘案するプロセスを有していること、が長所としてあげられる。中でも、単年度事業計画の実現可能性を高めるべく、毎年度実施している自己点検・評価結果並びに当該年度における各組織の上半期における事業進捗状況等を十分に勘案して策定する「アクションプラン」を事業計画案の策定における重要なファクターとして活用していること、さらに、大学評価委員会の下で取りまとめられる毎年度の自己点検・評価結果から全学レベルで取り組むべき緊要性の高い課題を抽出した「最重要課題」や、点検・評価活動の一環として行われる新生入生・在学生アンケート結果を事業計画案の策定に直接的に活用している等、自己点検・評価と事業計画を連動させ、内部質保証システムの具現に貢献している点が当該プロセスの適切性を高めている。

②事業計画に基づく PDCA サイクルの定着化・推進

前項のプロセスを経て機関決定した本学の事業計画については、各事業計画に係る施策の具現に努めているが、さらに大学マネジメントの根幹としての単年度事業計画に基づく PDCA サイクルの一層の組織的な定着化と推進を図るため、2009 年度から「事業計画推進ミーティング」（2013 年度まで）、「リーダーズ・ミーティング」（2014 年度のみ）、「重点事業方針説明会」（2015 年度まで）といった、事業計画に係る PDCA サイクルの定着化スキームに基づく取組みを実施している。これらの取組みにより、事業計画が着実に遂行され、大学が提供する教育・学生サービスの質と研究水準の向上が図られることで、学生への直接的な事業成果の還元が見込まれることや、本学の業務マネジメントにおける「オール中央」意識の醸成と、トップと各業務推進事務セクションにおけるコミュニケーションの双方向性に配慮することで、全学関係者が同じ視点・目線で「学校法人の事業計画」や「各組織の重点行動計画」に責任を持ち、全学が一丸となって事業計画を推進する風土の醸成に努めている。ただし、2015 年度については、今後 10 年間の全体計画としての中長期事業計画を達成するために、『中長期事業計画』に係る管理職対象説明会を開催し、中長期事業計画の主旨及び推進方法、中期事業計画及び単年度事業計画の策定について各事務組織の管理職者へ説明し、取組み内容を共有している状況である。

なお、「中期事業計画」については、今後 10 年間の全体計画としての中長期事業計画を踏まえ、今後 3 ヶ年の各組織の目標とその施策を各組織に策定させることとしており、これによって各組織の方向性を当該組織内だけでなく、学内で広く共有することが可能

となっている。今後は、全体計画としての中長期事業計画と各組織の行動目標のベクトルを同じ方向にあわせることで、事業計画に係る PDCA サイクルの精度を向上させていくこととする。

以上の現状から、事業計画に係る点検（C：チェック）を担保する機会として、これまで監事による監査の手段が主であった本学が、事業計画に基づく PDCA サイクルの定着化・推進を明確に企図したスキームを共有し、法人・教学を超えて両執行部及び管理職位者レベルにおいて事業の進捗状況及び課題共有を実現した点については、一定程度の成果と評価が認められる。

（2）内部質保証を掌る組織の整備状況

本学の改善に資する「自己点検・評価」活動を実施するためには、その安定的で継続的な営みが不可欠であり、同時に点検・評価を行う際の指標となる各種データ等の継続的な蓄積も必要となるため、全学的な自己点検・評価活動の推進を支援する恒常的な事務組織として「学事部大学評価推進課」を設置している。また、自己点検・評価結果を着実な改善に結びつけていくためには、自己点検・評価で明らかとなった問題点・課題を大学全体の事業に結びつけながら日常的な諸活動を営む必要があることから、特に全学に関わる諸課題を本学の事業計画と連動させる機能を有する事務組織として「総合戦略推進室」を設置している。

本学では各主要 PDCA サイクルの根幹である「自己点検・評価」と、これに裏打ちされた「事業計画」をベースとして、PDCA サイクルの連動プロセスを様々なマネジメントレベルで明確化して実践する仕組みを構築し、全学あるいは各組織レベルでの諸課題に対する着実な改善・改革が進められるよう、学事部大学評価推進課及び総合戦略推進室が密接な連携の下、内部質保証システムの機能化に努めている。

（3）自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立状況

本学において実施する自己点検・評価結果の活用については、中央大学大学評価に関する規程の第5条において「本学の構成員及び各機関は、大学評価の結果を尊重し、教育研究及び管理運営の各分野において、それぞれにおける活動の質的水準の向上と活性化に努めるとともに、大学評価の結果に基づく改善状況の継続的な検証を行うものとする。」と定め、自己点検・評価の結果を全学及び各教育研究組織等における質的向上並びに諸活動の改善・改革に活用することとしている。そのため、自己点検・評価においては、長所及び問題点として抽出する事項を明確にするとともに、これらに対する対応方策（または、当該事項の改善に向けた検討体制、検討・実施の目途、方向性等）を明らかにするよう努めている。

このような制度の下、大学評価委員会は自己点検・評価によって明らかとなった全学的な諸課題のうち、重点的に取り組むべきものを「最重要課題」として取りまとめ、理事長及び常任理事、総長、学長のほか、学長・学部長会議をはじめとする教学執行部に対する報告・提言を行うなど、自己点検・評価結果を全学的な改善計画の策定に資するものとして活用している。これを受けて法人及び教学の執行部では、大学評価委員会より報告された内容を基に、諸課題の対応に係る体制や方向性等について検討し、中・長期的な事業計画や単年度の事業計画の検討課題等への反映を行うなど、各年度における事業の推進を通じて改善展開を図る仕組みとなっている。また、各組織評価委員会及び各分野系評価委員会は、その自己点検・評価活動において、単なる長所や問題点の指摘に留まらず、具体的な長所の伸長方策及

び問題の改善検討に向けた体制等を明らかとすべく努めており、これらに則した改善・改革が各組織において着実に図られるようにしている。

このように、本学の自己点検・評価システムにおいては、大学評価委員会を中心に重点自己点検・評価結果を基礎として、ここに掲げた長所の伸長方策及び問題点の改善方策に努め、その進捗状況を年次自己点検・評価を通じて検証することによって、時宜に照らした改善・対応機会が確保されるように工夫しており、自己点検・評価結果を改善・改革に結びつけるシステムとして適切なものとなっている。

(4) 内部監査の仕組みとその実施状況

本学における内部監査については、学校法人中央大学内部監査規程第2条に「本学における業務について法令及び社会的規範並びに本学諸規程及び理事会決定事項等に則り、適正に遂行されているかどうかを検討・評価し、当該業務に関する改善案の助言を行うこと」と規定されている。内部監査室は、学校法人中央大学内部監査規程第11条において理事長の下に置かれ、学校法人中央大学内部監査実施内規第8条において、監査報告書原案は監査室長が理事長に提出しなければならないと定められていることから、内部監査室の組織的な独立性が担保されている。また、監査の実施に際して必要な権限については、学校法人中央大学内部監査規程第7条第2項において「被監査部署又は関係する組織等の長は、監査の実施について正当な理由なくこれを拒否することはできない」と規定し、これを保証している。

本学における内部監査の対象は、学校法人中央大学内部監査規程第3条において「会計経理に関する業務」「人事給与に関する業務」「組織運営に関する業務」と規定しており、教育研究内容を対象としていない。また、監査には、定期監査と臨時監査があり、定期監査は監査実施年度の監査方針を策定の上、計画書を作成し、理事長から理事会に報告している。監査結果は被監査部署の長に通知し理事会に報告するとともに、改善措置が必要と判断された事項があるときは、被監査部署の長に対して改善要求を行う仕組みとなっている。なお、監査の効率化および監査情報の共有を目的に、監事・監査法人・内部監査室との協議、監事・内部監査室との協議をそれぞれ年2回程度実施している。

2015年度は、年度監査計画に基づき、研究支援室、図書館の2部署の業務監査、テーマ監査として事務・中高教員を対象とした情報セキュリティ監査及び公的研究費監査を実施している。

参 考

【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 全学的・分野横断的、各教育研究組織・セクション単位での多角性を担保した自己点検・評価活動を組織的かつ継続的に実施し、その結果明かとなった課題の改善に努めることで、僅かずつではあるが全学あるいは各組織の諸活動の着実な質的改善がなされていることは、本学のマネジメントにおける強みである。

<問題点および改善すべき事項>

- 大学評価委員会の下で取りまとめられる毎年度の自己点検・評価結果から、全学レベルで取り組むべき緊要性の高い課題を抽出した「最重要課題」が、法人・教学のマネジメントや各組織が作成する重点行動計画に必ずしも反映されていないという実態がある。自己点検・

評価が主として過去の実績を軸とした評価となるのに対し、重点行動計画が今後における活動の計画であること、また、自己点検・評価の実施と重点行動計画の策定において時期的な乖離があることから直接的な活用が困難な事項も見受けられるが、「最重要課題」が今後における諸活動の検証・改善に結び付けられるよう、組織的な取組みに努める必要がある。

- 中長期事業計画が始動する 2016 年度からは、当該計画を支える具体的なアクションプランを担う組織またはプロジェクトからの単年度事業計画の進捗状況について報告を求めるとともに、数値目標、指標等の到達状況を適時確認する必要がある。あわせてこれらの進捗状況について、必要に応じて教学・法人執行部及び監事・理事会へ報告する体制を構築し、各年度の事業計画の最適化を図り、中長期事業計画を着実に推進していくことが必要となる。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 本学の大学マネジメントに資するよう、全学的、分野横断的、各教育研究組織・セッション単位での多角性を担保しつつ、各レベルでの本学のあらゆる諸活動に係る妥当性・有効性の点検・検証と、これに基づく実質的な改善・改革に資する自己点検・評価を今後も組織的に志向していく。
- 本学における自己点検・評価活動が重要な取組みであることの意識付けをさらに強化していくために、総合企画本部が中心となって実施している「事業アクションプラン」や「重点行動計画」等の事業推進に係る PDCA サイクルとの更なる連携の強化に努めることで、重点行動計画への「最重要課題」の活用を促すとともに、各課題に係る具体的な対応組織等を明示した上で、学部長会議や各組織に対する学事部大学評価推進課による定期的な情報発信に努める。
- 2016 年度に向けては、中長期事業計画を支える具体的な計画を明らかにするとともに、当該計画を担う組織またはプロジェクトを明示したうえで、実質的なマネジメントを具現化し、事業全体の安定的な推進体制を構築する。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 2015 年度については、翌年度に控えた機関別認証評価への対応も見据え、全学として「重点自己点検・評価」を実施しており、本学における自己点検・評価活動については、これまでと同様に、全学的、分野横断的、各教育研究組織・セッション単位での多角性を担保しつつ、各レベルでの本学のあらゆる諸活動に係る点検・検証と、これに基づく改善・改革に資する自己点検・評価を実施している。
- 「最重要課題」の活用を促すため、2016 年度の最重要課題を設定する際に、当該課題について対応する組織・会議体等を明示した。また、各課題について 10～20 字程度で要約した「キーワード」を新たに付記することで、より分かりやすい「最重要課題」の情報発信に努めた。しかし、いまだ「最重要課題」の抽出が本学の諸活動の検証・改善に対して効果的に結び付けられているとは言えない状況にある。
- 中長期事業計画を推進、管理運営していく体制については、前述の通り、2015 年度内に整備し、2016 年 2 月から稼働した。また、今後 10 年間の全学横断的な事業方針として中長期事業計画「Chuo Vision 2025」が策定されたことを受けて、「中長期事業計画（答申）」に基づき、各事務組織が具体的なアクションプランを策定すること、また、その策定及び実施にあたっては、細かな現状分析と PDCA サイクルの実施による進捗管理が求められることについて、管理職を対象として「『中長期事業計画』に係る管理職対象説明会」を行った（2015 年

10月実施)。また、事業計画を達成するために、各組織が実施すべき単年度事業計画の進捗管理については、従前の半期毎の確認から四半期毎もしくは月次での確認とすることとし、実質的な Check/ Action と軌道修正ができる体制を作ることとを予定している旨を説明した。このほか、各事業計画の実施・進捗状況を管理するシステムの導入に着手している。管理システムによって、計画の実行・達成度の数値・指標化による客観的な可視化を図るとともに、事業計画の定着化へと繋げることを企図している。

【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 全学的・分野横断的、各教育研究組織・セクション単位での多角性を担保した自己点検・評価活動を組織的かつ継続的に実施し、その結果明らかとなった課題の改善を進める仕組みが定着しつつある。外部有識者で構成される外部評価委員会においても「完成度の高い内部質保証システムのモデルとして他大学の模範ともなるもので高く評価できる」との評価を得ており、本学のマネジメントにおける強みである。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 毎年度の自己点検・評価活動は、各種評価指標を用いて行われているが、学内比較や過去との比較にとどまっているケースが多く、学外との比較が少ない状況にある。また、「自己点検・評価報告書」の記述について、数字以外は前年度と同じ内容が多く、「当該年度に実施した活動」の記述が少ない状況となっている。他大学とのベンチマーキングなど客観的な指標を追加するとともに、過去1年間でどのような改善・改革を行ったかについての「差分評価」の要素を追加していく必要がある。
- 毎年度の自己点検・評価結果から、全学レベルで取り組むべき緊要性の高い課題を抽出した「最重要課題」が効果的に活用されておらず、法人・教学のマネジメントや各組織が作成する事業アクションプランに必ずしも反映されていない状態にある。自己点検・評価の実施と重点行動計画の策定においてタイムラグがあることから直接的な活用が困難な事項も見受けられるが、「最重要課題」が今後における諸活動の検証・改善に結び付けられるよう、組織的な取組みを強化していく必要がある。
- 中長期事業計画が策定される以前は、理事会が定めた事業計画策定方針に基づき、各組織が「重点行動計画」を策定し、それらの「重点行動計画」や当該年度の事業計画の進捗状況、本学が取り組むべき最重要課題、新入生及び在学生アンケートの実施結果、国の政策動向などを考慮し、「事業計画」を策定していた。しかし、中長期事業計画が策定されたことにより、中長期的な方針が示されたことから、これまでの策定プロセスにおける長所を踏まえつつ、中長期事業計画とリンクする事業計画策定プロセスを構築する必要がある。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 本学の大学マネジメントに資するよう、全学的、分野横断的、各教育研究組織・セクション単位での多様性を担保しつつ、各レベルでの本学のあらゆる諸活動に係る妥当性・有効性の点検・検証と、これに基づく実質的な改善・改革に資する自己点検・評価を今後も組織的に志向していく。
- 「年次自己点検・評価実施要領」や学内説明会、大学評価推進課員による各組織評価委員会との面談等を通じて、「他大のベンチマーキング」と「差分評価」の実施を促すことを通じ、

より客観性が高く、着実な改善に結びつく自己点検・評価活動に努めていく。

- 大学評価委員会が中心となり、「最重要課題」にて明示された具体的な対応組織・会議体等に対して、重点的に活用を促していく。また、学事部大学評価推進課が学部長会議や各組織に対して行っている情報発信についても、より効果的な方法を検討・実施していく。
- 2017年度事業計画（案）については、2016年度の事業計画の進捗状況、最重要課題、新入生及び在学生アンケートの実施結果等を踏まえて作成する必要がある。また、中長期事業計画、中期事業計画及び単年度事業計画の実施においては、自己点検・評価等とも事業計画を連動させ、内部質保証システムの具現に留意するものとする。具体的には2016年度事業計画の進捗状況を四半期で管理することにより、期中の活動状況をより具体的に把握し、次年度の重点政策を総合戦略推進会議で審議する。さらに、各組織においては、重点政策の策定を受け、アクションプランを策定することとする。それらのアクションプラン及び中長期事業計画を踏まえ、次年度の事業計画を策定する。

なお、各事業計画の実施・進捗状況等については、各組織が随時確認することができる仕組み（事業計画・アクションプランの進捗管理システム）を整える。計画の実施状況及び達成度を数値・指標化することにより客観的な可視化を図り、事業計画を定着化し、単年度アクションプランの実行と成果が中長期事業に資するものとして、次年度アクションプランへの策定に繋げていくものとする。具体的には、システムの導入により学内における進捗状況の共有、事業計画の定着化を促進する。システム導入までの期間については、各組織における計画の取組み状況、実施方法および達成目途等について、各部課室へのヒアリングまたは書面による報告等による進捗管理を行い、次年度の事業計画策定、予算編成の基礎資料及び手続きへ反映できるよう作業を進める。

3. 内部質保証システムを適切に機能させているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動が充実したものとなっているか。

本学が推進する自己点検・評価活動においては、学長・学部長、常任理事や事務部長を中心とする法人及び教学の執行部の委員からなる大学評価委員会及び大学評価推進委員会のほか、各組織の教職員から構成する組織別評価委員会及び分野系評価委員会を設置し、全学的な取組みとして活動を行っている。

現在、組織評価委員会及び分野系評価委員会の委員として参画している本学専任教職員の延べ人数は、2016年5月現在、教員262名、職員127名となっており、大学に勤務する専任教員の37%、専任職員の30%が委員として参画している状況である。ただし、学部や研究科に関しては、毎年の自己点検・評価結果を教授会や研究科委員会において確認するプロセスを経ていることから、実質的にはほぼ全ての専任教員が何らかの形で自己点検・評価に携わる状況となっている。

また、本学専任職員については、各組織評価委員会または分野系評価委員会の委員として選出されていない場合においても、自己点検・評価活動の機会に報告書作成過程における各業務に係る数値上の検証や確認、各種データ等の収集に携わるなど、間接的に携わることとなることため、相当数の職員（専任職員アンケート結果では61.4%）が自己点検・評価活動に携わりながら、各種アンケートの実施や結果の共有を通じて、自己点検・評価に係る意識や改善意識の醸成に努めている状況である。

(2) 教育研究活動のデータベース化が推進されているか。

1) 自己点検・評価マネジメントシステム

本学では、一般社団法人日本能率協会が開発した「自己点検・評価マネジメントシステム」を導入し、当該システムを本学の理念・目的や諸活動の特色等に合わせてカスタマイズを行い、これを自己点検・評価活動に活用している。

当該システムは、大学における諸活動の状況を把握する定量的・定性的な指標を Web 上のシステムに一元管理するものであり、学内組織間で共有・活用することが可能となっている。

また、根拠データとなる評価指標については、上記システムのほか、大学基準協会が認証評価に際して求める「大学基礎データ」及びそれに準拠して本学が独自に作成している基礎データ集、通常の業務遂行のために収集しているデータ、さらにはステークホルダー（主として新入生及び在学生）を対象としたアンケート調査結果等があげられ、組織別評価委員会の事務局が学事部大学評価推進課との連携・協力の下にこれを収集している。本学では、これらの各種データを活用して構成員間における各種情報の共有を図っているほか、総合戦略推進室や学事部企画課がそれらの情報に基づく他大学等とのベンチマーキングを行うことによって、本学の改善・改革に資する活動を日常的に推進するため、全学及び各組織における社会的評価を認識・共有し、次年度以降の改善に結び付けるよう努めている。

2) 研究情報システム

本学では、本学専任教員の教育研究業績について、2003 年から稼働していた研究者情報データベースを軸に、その成果を広く社会に公表し知的成果物の還元を通じた社会貢献を実現すべく、2008 年から研究情報システムの構築を開始し運用を行っている。本システムは、以下の 3 つのデータベースを連携させる形で構成されている。

①研究者情報データベース

本学専任教員の教育研究業績を蓄積し、教員履歴書の出力、学事記録作成、本学公式 Web サイト用の教員紹介画面作成、また、認証評価に要する様式・帳票の出力機能を持つシステムとなっている。また、教員個人を識別するデータについては、以下に掲げる②③のデータベースと連携しているほか、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運用する「researchmap」とも連動させている。

②研究シーズ・データベース

本学専任教員が有する研究シーズ（実用化が期待される研究テーマであって、知的財産権の取得が期待される、または知的財産権を既に取得し、実用化に向けて発展が期待される研究課題等）に関する情報（本学理工学研究所、産学官連携・知的財産戦略本部が刊行してきた「研究シーズ集」）を電子化し格納することで、外部からのアクセスを容易にするシステムである。主に産学官連携の推進を目的としている。

③機関リポジトリ

本学に設置する各研究所で発行されている研究所紀要等の電子版（主に PDF ファイル）を格納し、書誌フォーマットを共通フォーマット（OAI-PMH）で出力することにより、

国立情報科学研究所が管理する「学術コンテンツ・ポータル」や Google からの検索を可能とするシステムとなっている。

この中でも、研究者情報データベースの内容については、本学が毎年刊行している「学事記録（教員活動報告編）」にも活用しており、その原稿作成と連動する形で毎年の入力依頼を通じて情報の登録・更新を促すことで、本学専任教員の教育研究活動のデータベース化の充実を推進している。また、本学の教員組織に係る項でも述べたとおり、現状において、本学では教員の教育研究活動等に係る評価制度がないことから、まずは本データベースの入力率を高めることで、本学専任教員に係る活動の質保証を担保するための基盤の充実に努めている状況である。

（3）学外者の意見の反映（外部評価の仕組みとその結果の活用状況）

本学においては、自己点検・評価活動の客観性・妥当性を担保するための全学的な外部評価の仕組みとして、2013年度に大学評価委員会の下に学外有識者からなる外部評価委員会を設置している。

外部評価委員会は、本学の取りまとめる「自己点検・評価報告書」の内容を基礎として、本学及び各教育研究組織がその理念・目的に則して推進している取組みについて、その進捗状況と成果の確認を行うとともに、大学評価委員会から委ねられた事項に関して評価を実施し、その内容を報告書として取りまとめて大学評価委員会委員長に提出することを任務としており、必要に応じて本学における自己点検・評価活動の改善に資する助言を大学評価委員会に対して行うことも可能となっている。また、同委員会による評価結果については、本学公式 Web サイトを通じて社会に公表するとともに、大学評価委員会から法人及び教学の執行部、各組織評価委員会に対する報告と活用依頼を行っており、全学または各組織の事業アクションプラン、重点行動計画の策定や予算計画等への活用、さらには、毎年度実施する自己点検・評価における指摘事項の検証等に活用している。

（4）文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応が適切になされているか。

1) 公益財団法人大学基準協会より指摘された「勧告」「助言」に対する対応

本学は 2009 年度に大学基準協会の機関別認証評価を受け、教育課程・方法、学生の受け入れをはじめとして、14 の「助言」及び 1 つの「勧告」を付されている。本学としては、これらの指摘事項を真摯に受けとめ、当該指摘事項について大学評価委員会をはじめ、学部長会議、各学部・専門職大学院各研究科教授会、大学院研究科委員長会議、大学院各研究科委員会、執行役員会において報告し、毎年継続して実施する年次自己点検・評価において確実な改善に結びつけていくよう、全学を挙げて取り組んでいる。これらの指摘事項に対する本学としての改善状況については、2013 年度に「改善報告書」として取りまとめ、同年度 7 月末に大学基準協会への提出を行っており、当該報告書の検討結果においては、引き続き一層の改善に努めることが望まれる事項がいくつか提示されたものの、本学が機関別認証評価結果における「助言・勧告を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいる」として、本学の改善に向けた取組みが評価されている。

なお、大学基準協会による本学に対する 2009 年度の機関別認証評価結果及び改善報告書、当該報告書に対する大学基準協会の検討結果については、<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/accreditation/> (本学公式 Web サイト) をご参照頂きたい。

2) 専門職大学院に係る認証評価結果について

国際会計研究科については、2013年度に大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を申請し、「評価の結果、貴大学大学院国際会計研究科国際会計専攻（経営系専門職大学院）は、本協会の経営系専門職大学院基準に適合していると認定する。」との評価結果を2014年3月11日に得ている。また、法務研究科は、2013年度に公益財団法人日弁連法務研究財団による法科大学院認証評価を申請し、「認証評価の結果、中央大学大学院法務研究科は、公益財団法人日弁連法務研究財団が定める法科大学院評価基準に適合していると認定する。」旨の評価結果を2014年3月26日に得ている。さらに、戦略経営研究科については、2012年度に大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を申請し、「評価の結果、貴大学大学院戦略経営研究科経営専攻（経営系専門職大学院）は、本協会の経営系専門職大学院基準に適合していると認定する。」との評価結果を2013年3月8日に得ている。三研究科とも、自己点検・評価結果及びアドバイザーボードから寄せられた意見や助言等を踏まえて、毎年度の恒常的な諸活動の改善とその質的向上に努めているが、先の認証評価結果についてもこれを真摯に受け止め、その改善・改革に努めている。

なお、各研究科に対する認証評価結果等については、本学公式Webサイト <http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/accreditation/> をご参照頂きたい。

3) 文部科学省より指摘された事項への対応

本学では、新たな学部学科、大学院研究科・専攻の設置認可に関わる申請を行っており、その審査の際に付された留意事項に対する対応については表12-1「過去の履行状況報告書の対応記録：平成26（2014）年度～平成28（2016）年度」の通りである。

[表12-1 過去の履行状況報告書の対応記録：平成26（2014）年度～平成28（2016）年度]

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度
理工学部	〔平成25年度設置〕 理工学部人間総合理工学科 【届出】 設置に係る設置計画履行状況報告書 平成26年5月1日現在	〔平成25年度設置〕 理工学部人間総合理工学科 【届出】 設置に係る設置計画履行状況報告書 平成27年5月1日現在	〔平成25年度設置〕 理工学部人間総合理工学科 【届出】 設置に係る設置計画履行状況報告書 平成28年5月1日現在
理工学研究科	〔平成25年度設置〕 大学院理工学研究科生命科学専攻 (博士課程) 【届出】 設置に係る設置計画履行状況報告書 平成26年5月1日現在	〔平成25年度設置〕 大学院理工学研究科生命科学専攻 (博士課程) 【届出】 設置に係る設置計画履行状況報告書 平成27年5月1日現在	

文部科学省から付された留意事項については、文部科学省との窓口となる学事部企画課の助言・支援の下、当該指摘を受けた組織がその改善に向けた取組みを行っている。その際、必要に応じて学事部企画課が履行状況に係る定期的な確認・検証を行いながらその進捗状況を管理し、最終的には留意事項に対する履行状況報告書を作成し、文部科学省に対して報告を行う仕組みとなっている。

なお、留意事項に対する改善状況について、各指摘事項は短期的に改善が可能なもののみならず、中・長期的に改善を図る必要があるものも含まれるため、複数年にわたり同様の留意事項が付されるケースがあるが、本学としてはどの事項についてもその着実な改善に努めており、2016年度現在においては特段の留意事項は付されていない状況にあるなど、文部科学省からの指摘事項に対して適切に対応している。

参 考

【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 現行の自己点検・評価システムにおいて、各組織の状況把握に資する各種情報を自己点検・評価マネジメントシステムにて一元的に管理活用するほか、ステークホルダーに対する各種アンケート調査を積極的に実施して各点検・評価項目に対する定量的・定性的な根拠に基づく点検・検証の徹底を図っている。

<問題点および改善すべき事項>

- 本学では現状において教員の教育研究活動等に係る直接的な評価制度がないことから、まずは研究者情報データベースの入力率の向上に毎年努めることで、内部活動に係る質保証を担保しようとしているが、毎年の実態として同データベースの入力率が低調であり、専任教員個人個人のデータ入力率をさらに高める必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 本学における自己点検・評価活動の更なる質的向上を志向すべく、各組織との連携を進めながら自己点検・評価マネジメントシステムにおける情報リソースの充実・発展に努める。
- 専任教員の業績については、認証評価の受審を契機として過去5年分（2010～2014年度）の教育研究業績に係る調査・入力依頼を行い、当該期間の業績に関して大半の教員が入力を完了している状況にある。ただし、研究者情報データベースについては、入力率が向上しない原因等を今後も継続的に調査しつつ、安定的な入力率の確保に必要な業績入力の実績付けを目指すべく、大学評価委員会を通じた入力依頼を継続して行う。また、2015年に本学における研究活動推進のために設置された研究戦略会議との連携をはかりつつ、同データベースの浸透度を向上させていく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 「自己点検・評価マネジメントシステム」における情報リソースの更なる充実については、これまでと同様に、各組織からのフィードバック等に基づいて指標項目やデータ定義等の見直しを行うとともに、新たな項目等の追加などを行っている。また、2015年度に実施した「重点自己点検・評価」に伴い、自己点検・評価マネジメントシステム内のデータについて再点検・精査を行うことで、管理データの充実を図った。
- 研究者情報データベースにおける専任教員の業績登録の向上に向けては、従来「学事記録原稿更新依頼」というかたちで依頼していたものを、今年度から「DB更新のお願い」というかたちに変更し、研究戦略会議の事務局となる学事部研究助成課と連携しつつ、各専任教員の教育研究業績の更新が毎年5月頃に恒常的に行われるよう仕組みを変更したところである。現状においては、既に5割を超える専任教員から更新作業にかかる何らかのアクションが見られており、今後についても、可能な限り多くの専任教員が更新を行うよう、周知を図っていく予定である。現状においては、大学評価委員会から各組織に対する入力依頼を行っていないが、今後における更新の状況を見つつ、必要に応じて大学評価委員会からも入力依頼を行う予定である。

【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 自己点検・評価マネジメントシステムについて、2015年度のアクセス数は1,477件であり、前年度比で430件減少した。本学では2014年度には点検・評価項目を新たに設定しており、これに伴うアクセス数の一時的な増加という背景はあるものの、システム利用者が偏る傾向が見られるため、より多くの教職員が自己点検・評価マネジメントシステムを活用するための取組みが必要である。
- 外部評価委員会による評価結果について、教職員間での認知が不十分であり、評価結果を十分に活用しているとは言えないため、活用を促すための取組みを行う必要がある。
- 認証評価の受審を契機として、各専任教員の教育研究業績の登録状況は高まったものの、今後において恒常的な情報の蓄積に資する仕組みが構築できていない。各専任教員に係る諸活動の質の担保を図る上では、それらを把握するためのデータの充実が必要であり、本学研究者情報データベースに蓄積されるデータの充実をさらに図っていく必要がある。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 本学専任教職員にとって「知りたい情報」や「興味のある情報」を自己点検・評価マネジメントシステムに追加することでアクセスニーズを高めるとともに、事務イントラネット等を通じてシステムの利用を促していく。
- 外部評価委員会の評価結果について、要点を取りまとめたサマリーを作成し、紙媒体や自己点検・評価マネジメントシステムを通じて学内に周知することで、まずは教職員の目に触れる機会の増加や興味・関心の向上に努める。また、大学評価推進課員による各組織評価委員会委員や事務局との面談・意見交換を通じて、外部評価委員会からの指摘事項の改善を促していく。
- 研究者情報データベースにおける専任教員の業績登録の向上に向けては、従来「学事記録原稿更新依頼」というかたちで依頼していたものを、今年度から「DB更新のお願い」というかたちに変更し、各専任教員の教育研究業績の更新が毎年5月頃に定期的かつ恒常的に行われるよう仕組みを変更したところであるため、まずは本年度における入力状況や入力率等を検証しながら、実施方法等の見直しをしつつ、本データベースに蓄積される情報の充実に努めることとする。また、大学評価委員会から各組織に対する入力依頼についても、必要に応じて行い、当該データベースへの入力促進を図っていくものとする。

